



ご契約の際には**「ご契約のしおり・約款」**を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料** **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料** **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先等により、お申し込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認いただけます。

公的保険について(金融庁ホームページ)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(ご契約後のご照会は)
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

そだてる年金 US

米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)／無配当

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



この生命保険商品は、為替レートの変動等によって、損失を生じることがあり、元本割れすることがあります。また、所定の費用、手数料がかかります。



商品の概要について
動画でご確認いただけます

そだてる年金US



ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

IA_PGFL

ゆとりあるセカンドライフ
のためにできるだけ資産を
増やしたい。
でも減るのは避けたいな。

**一定額の円
米ドル建て** で保険料をお払い込みいただく、
の年金保険です。



ふえる 楽しみ

運用実績がプラスの場合
年金額が**増えます**。



最後の年金を受け取るまで
増える期待が続きます。



S&P 500® 指数
を参照した運用

年金受取中も
続く運用

まもる 安心

運用実績がマイナスの場合でも
一度増えた年金額は**減りません**。



年金受取総額(米ドル建て)は
払込保険料総額(米ドル建て)を
最低保証します。

米ドル建ての
年金受取総額

米ドル建ての
払込保険料総額



最低保証



この保険は米ドル建てであり、為替相場の変動による影響を受けます。した
総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、この保険には

がって、円換算後の年金受取総額等が、円でお払い込みいただいた保険料円換算額の
ご負担いただく費用があります。

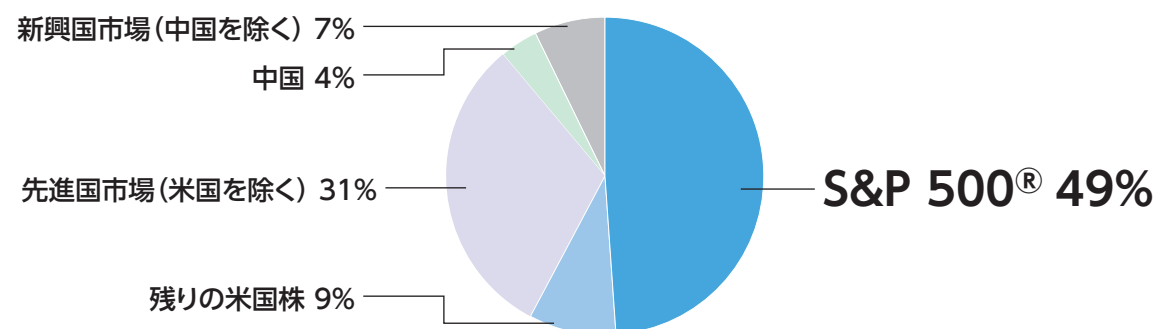
くわしくは 37～40ページ

なぜS&P 500®なの？

S&P 500®は、米国市場を代表する指数のひとつで、**世界の株式市場の時価総額の約半分**を占めています。構成銘柄は**定期的に入れ替え**が検討されているため米国経済の成長とともに指数も上昇する期待が持てます。



▶ 世界の株式市場の時価総額



※2022年12月30日現在
※S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社のデータをもとにPGF生命にて作成

▶ S&P 500®の構成銘柄

構成銘柄(500銘柄)に採用されるには、主に以下の条件等を満たす必要があります。

- ・米国の取引所に上場している米国企業である
- ・十分な流動性がある
- ・時価総額が180億米ドル以上である
- ・直近4四半期の合計および直近四半期が黒字である

※2024年10月現在
※S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社の資料をもとにPGF生命にて翻訳・作成

構成銘柄は四半期ごとに入れ替えが検討されています。



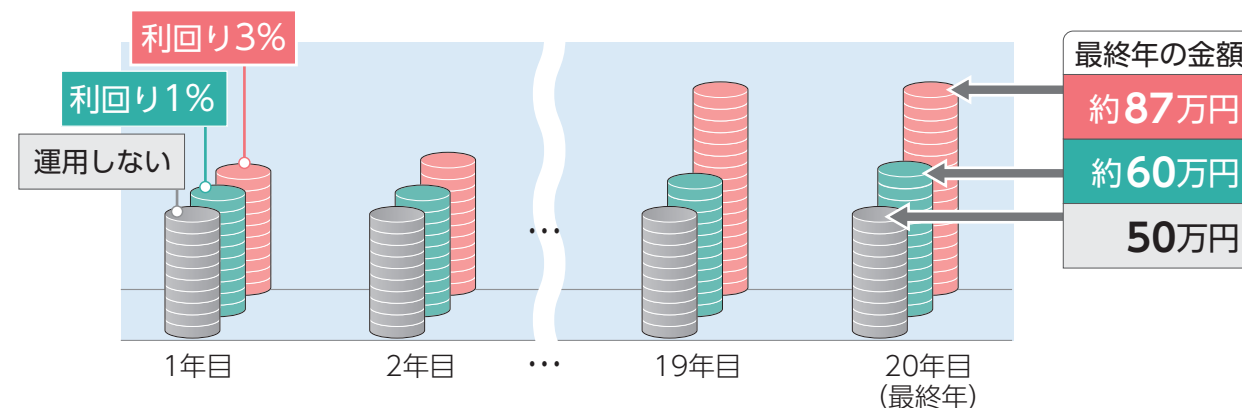
なぜ年金期間中も運用するの？

ためたお金をそのまま受け取るのではなく、**受け取りながらふやす**ことができます。



▶ 1,000万円を運用しながら、20年間毎年受け取った場合(イメージ)

<毎年の受取額>



<20年での受取総額>



**最後の年金を受け取るまで
S&P 500®指数を参照した運用を行う
米ドル建ての年金保険で、
準備をはじめませんか。**



<運用>



S&P 500®指数を参照した
運用実績を1年ごとに判定します。

<詳しくは> 7～8ページ

運用実績がプラスの場合

ふえる
楽しみ

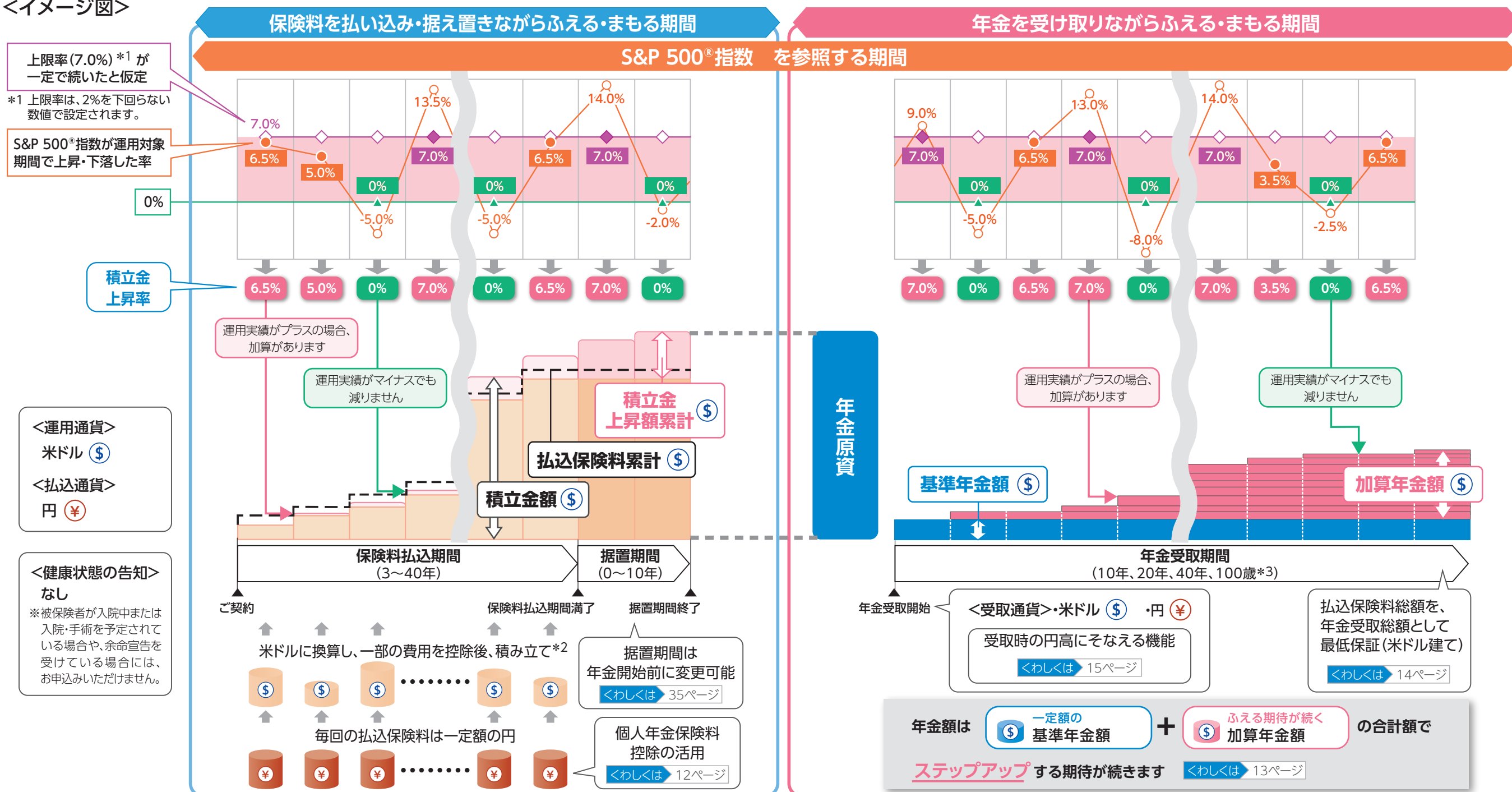
米ドル建ての積立金額・年金額が増加します
(積立金上昇額・加算年金額)。
ただし、増加には
上限があります(上限率*1)。

運用実績がマイナスの場合

まもる
安心

米ドル建ての積立金額・年金額は
減少しません。

<イメージ図>



万一の保障について

保険料払込期間、据置期間にお亡くなりになった場合「死亡保険金*4」、年金

受取期間中にお亡くなりになった場合「死亡一時金*5」をお受け取りいただけます。

<詳しくは> 16ページ

*2 お払い込みいただく保険料のうち、保険料より控除される費用を除いた金額が、参照指数に連動して運用されます。 <詳しくは> 37ページ
または「解約返戻金相当額」のいずれか大きい金額となります。 *5 死亡一時金は、「積立金相当額」または「既払込保険料相当額 - 既に受け取った」のいずれか大きい金額となります。
*3 積立金の運用は、契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)から始まります。 ※この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」読み替えて記載しています。 ※上図はイメージであり、積立金額、年金額等を保証するものではありません。

*3 [100歳-年金開始年齢]の年数分お受け取りいただけます(最長40年まで)。 *4 死亡保険金は、「既払込保険料相当額 × 1.01」または「積立金相当額」のいずれか大きい金額となります。
*5 死亡一時金は、「積立金相当額」または「既払込保険料相当額 - 既に受け取った」のいずれか大きい金額となります。

しくみ (ふえる楽しみ・まもる安心)



積立金額・年金額の加算には、
S&P 500®指数を参照した「**積立金上昇率**」を使用します。

「積立金上昇率」の決まり方

S&P 500®
指数がプラス

「**積立金上昇率**」は、「S&P 500®指数が
運用対象期間(1年間)で上昇した率」と
「上限率」のうち、**低い率**となります。

ふえる
楽しみ

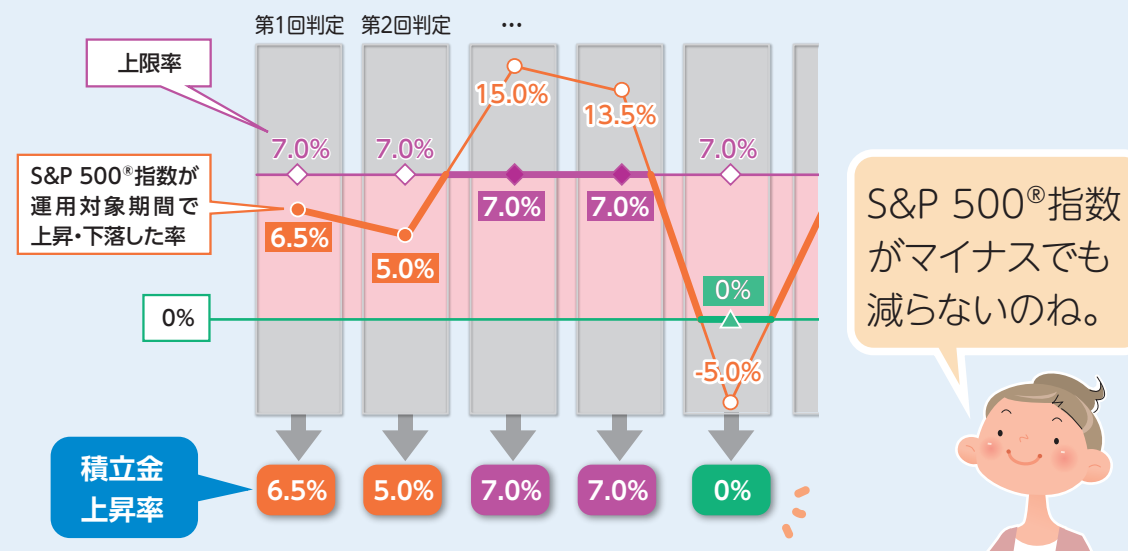
S&P 500®
指数がマイナス

「**積立金上昇率**」は、「0%」となります。
そのため積立金額・年金額は減りません。

まもる
安心

<積立金上昇率の算出例>

イメージ



積立金上昇率と運用対象金額をもとに、加算する金額が決まります。

年金受取開始前→積立金上昇額として積立金額へ加算
年金受取開始後→加算年金額として受け取り

<詳しくは> 26～28ページ

上限率

S&P 500®指数の指数上昇を積立金の運用に反映させる
際に、上限とする率です。

- 上限率は、運用対象期間ごとに1年間適用*1されます。

*1 適用される上限率は、払込方法等に応じて毎年または毎月設定されます。

- 上限率は、参照運用利回りをもとに決まります。

参照運用利回りとは、PGF生命が米国社債等の債券を中心とした運用により
設定する利回りを指します。

上限率と参照運用利回りの水準(目安)*2

上限率	参照運用利回り
10%程度	5%程度
7%程度	4%程度
5%程度	3%程度
3%程度	2%程度

*2 米国の金利情勢等に応じて上限率は異なる場合があります。

- **上限率は、2%を下回らない数値で設定されます。**

<詳しくは> 29ページ

S&P 500®指数がマイナスでも米ドル建ての資産が
減らない一方、上限率が設けられているのね。



実際の積立金上昇率や上限率等の各種利率は、
PGF生命ホームページをご参照ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/st/products/dia/01.html>



シミュレーション



過去の、米ドル建ての受取率(年金受取総額÷払込保険料総額)のシミュレーションです。

- 毎月1日を契約日としてこの保険に加入したと仮定した場合のシミュレーションです。
- 上限率は3パターン記載しています。
- 「(参考)上限率:なし」はこの保険に積立金上昇率の上限および下限を設定しなかったと仮定した場合の数値です。
- ①～③は上限率が**一定で続いたと仮定**した場合の数値です。実際の上限率は一定ではなく、運用対象期間ごとに上限率が設定されます。



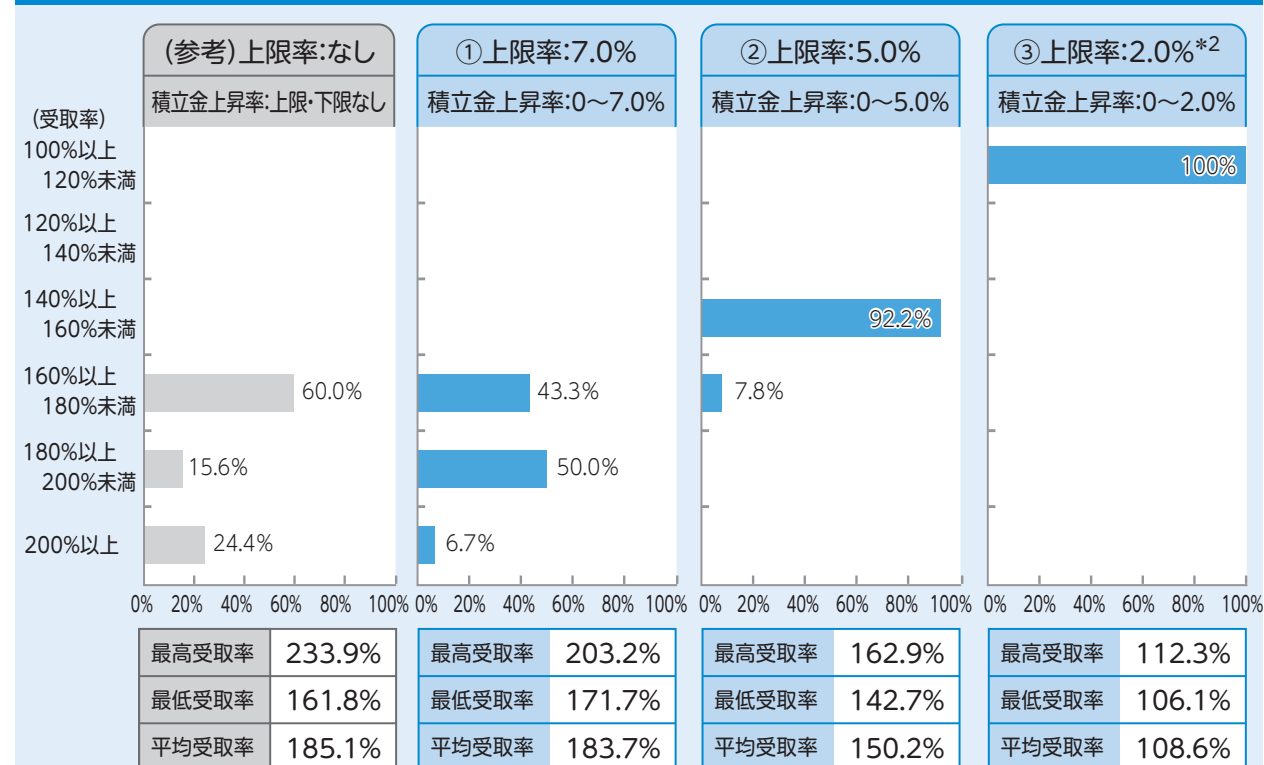
下記シミュレーションは為替レートが一定と仮定し、かつ払込時等の為替手数料は考慮していない前提での結果であり、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



ご契約例 <合計30年(保険料払込期間+据置期間+年金受取期間)>

- 契約年齢(被保険者):50歳女性*1 ●保険料払込方法:年払
- 保険料払込期間:10年 ●据置期間:0年 ●年金受取期間:20年(最終年金受取時:79歳)

1988年4月～1995年9月にご契約された場合(90ケース)



*1 男性は、記載の受取率と同じか、0.1%程度低くなる場合があります。

*2 上限率は、2%を下回らない数値で設定されます。

※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。



ご参考 S&P 500®のチャート推移(1988年4月～2024年9月末)



※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。



ご参考 S&P 500®指数を参照した場合の1年ごとの利回り

上限率	(参考)なし	7.0%	5.0%	2.0%
積立金上昇率	上限・下限なし	0～7.0%	0～5.0%	0～2.0%
最高	53.71%	7.00%	5.00%	2.00%
最低	-44.76%	0%	0%	0%
平均	9.77%	5.10%	3.76%	1.56%

※BloombergデータをもとにPGF生命にて作成。

※対象期間は、1988年4月～2023年9月です。

※記載の上限率が期間中続いたと仮定した場合の数値です。

保険料のお払い込み

払込通貨

保険料は、**一定額の円**(保険料円換算額)でお払い込みいただきます。
お払い込みの都度米ドルに換算するため、米ドル建ての保険料は換算基準日
(第1回保険料はPGF生命着金日の前日、それ以降は払込期月の前月末日)の
為替レートにより変動します。

※本商品の保険料は、保険料円換算額指定払込特約を付加してお払い込みいただきます。

くわしくは 34ページ

ご参考 ドル・コスト平均法

為替相場が円高のときに米ドルを多く購入し、円安のときには米ドルを少なく購入できれば、為替
変動の影響を平準化する効果が期待できます。このような考え方を「ドル・コスト平均法」と呼びます。
一定額の円でお払い込みができるこの保険は、ドル・コスト平均法の効果が期待できます。

例 「毎回決まった金額(100万円)を換算した場合」と「毎回決まった金額(10,000米ドル)に換算した場合」の比較

ドル・コスト平均法		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計額	平均換算単価 (1米ドルあたりの換算額)
毎回決まった金額 (100万円)を換算 した場合	為替レート	110円	90円	80円	120円	100円		
	円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	500万円	97.97円
毎回決まった金額 (10,000米ドル)に換算 した場合	米ドル	9,090米ドル	11,111米ドル	12,500米ドル	8,333米ドル	10,000米ドル	51,034米ドル	
	円	110万円	90万円	80万円	120万円	100万円	500万円	100.00円
	米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	10,000米ドル	50,000米ドル	

※算出後の数値について、米ドル換算額は1米ドル未満を切り捨てて、1米ドルあたりの換算額は小数第3位を四捨五入して表示しています。

※数値は架空の為替レートをもとに記載した仮定のものであり、将来の換算結果を約束するものではありません。

前納(一部前納・全期前納)

- 将来の保険料の一部または全部を保険料円換算額により、まとめて払い込むことができます。ご契約時に、すべての保険料の前納もできます(全期前納)。
※全期前納のお取り扱い、保険料払込方法が年払でのご契約に限ります。
- 前納されるとき、PGF生命所定の利率で**保険料円換算額を割引**します(前納割引)。
- 前納された保険料円換算額はPGF生命所定の利率で円で積み立て、払込期月の前月末日を換算基準日として米ドルに換算して、保険料に充当します。

ご参考 個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、お払い込みいただいた保険料に応じた一定の金額が、契約者のその年の所得から差し引かれ、**所得税や住民税の負担が軽減**されます。

くわしくは 33ページ

個人年金保険料税制適格特約の付加要件 ※①～④すべて満たす必要があります。

- ①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

生命保険料控除の限度額

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。

軽減される税額の目安

所得税4万円、住民税2万8千円の控除を受けた場合

家族構成	年収	合計税金軽減額 (所得税+住民税)
単身世帯 夫婦のみ	400万円	4,800円
	600万円	6,900円
	800万円	11,000円
	1,000万円	11,000円
夫婦と子ども2人(大学生と高校生)	400万円	4,800円
	600万円	4,800円
	800万円	6,900円
	1,000万円	11,000円

※会社員など給与所得者の場合です。
※社会保険料控除を年収の15%として計算しています。
※復興特別所得税を含めて計算しています。
※夫婦はいずれか1人が年収を得ているケースです。16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、上表では16歳未満の子どもを除いた家族構成にてご確認ください。
※夫婦共働きで、配偶者(特別)控除・扶養控除に該当する家族がいない場合は「単身世帯」と同じです。
※(公財)生命保険文化センター「知っておきたい生命保険と税金の知識」(2024年4月改訂版)よりPGF生命にて作成。

※上記内容は2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

年金のお受け取り

年金額

お受け取りいただく米ドル建ての年金額は、以下を合計した金額となります。

$$\text{年金額} = \text{基準年金額} + \text{加算年金額}$$

基準年金額 は、以下にもとづいて計算された金額となります。

- 年金原資額 ÷ 年金受取期間*1

加算年金額 は、年金支払日ごとに、①と②の合計金額となります。

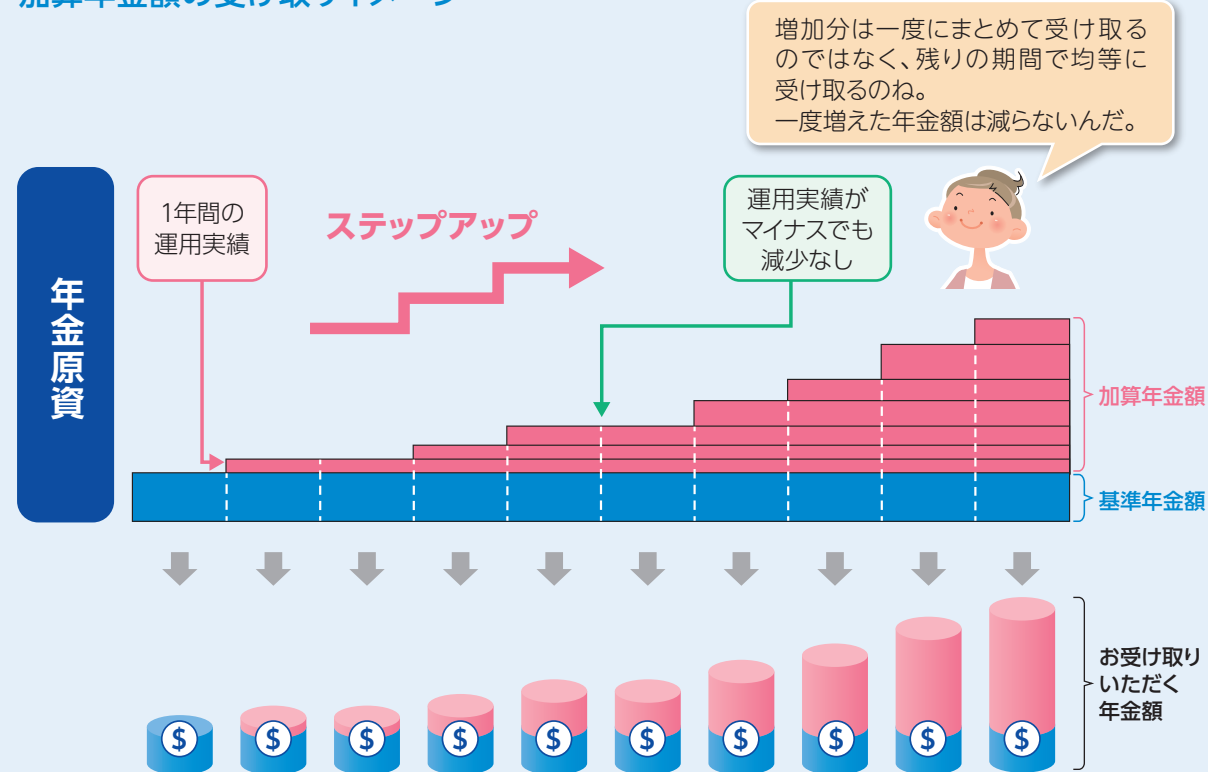
- ① 年金支払日に、以下にもとづいて新たに計算された金額
 - 積立金上昇額*2 ÷ 残りの年金受取期間*3
- ② 年金支払日前の加算年金額

年金額の計算に際しては、別途、年金管理費も考慮しております。

- *1 年金開始日における期間となります。
- *2 S&P 500®指数を参照した運用により、年金支払日に算出される金額となります。
- *3 年金支払日における期間となります。

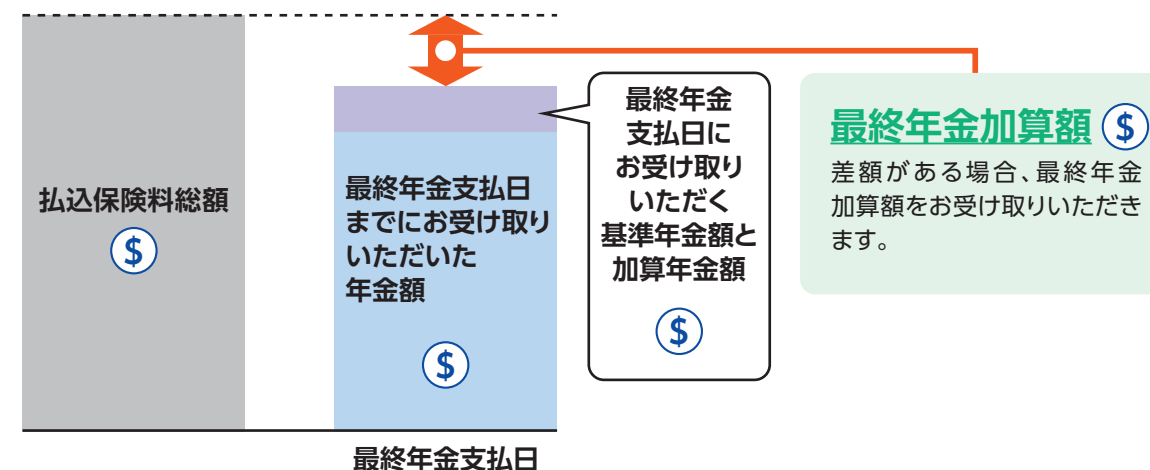
くわしくは 28ページ

加算年金額の受け取りイメージ



年金受取総額の最低保証

最終年金支払日において、お受け取りいただく累計年金額が**米ドル建ての払込保険料総額に満たない場合**、その差額を最終年金加算額として**最終年金受取時にお受け取り**いただきます。



※円でお払い込みいただいた金額(保険料円換算額)の総額に対する保証はありません。

※解約時および年金の一括受取時は最低保証はありません。

※米ドル建ての積立金額が既払込保険料を上回っていても、年金で受け取る場合にご負担いただく費用を控除することで、米ドル建ての年金受取総額が既払込保険料を下回る場合があります。その場合でも米ドル建ての既払込保険料を最低保証します。

年金で受け取る総額(米ドル建て)が
払い込んだ保険料の総額(米ドル建て)を
下回ることはないのね。



年金受取期間

ご加入時に10年、20年、40年、100歳*からお選びいただきます。

*[100歳-年金開始年齢]の年数分お受け取りいただけます(最長40年まで)。

※契約年齢によりお選びいただける年金受取期間が異なります。

※年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、10～40年(1年単位)および100歳年金の範囲内で年金受取期間を変更できます。ただし、年金開始時の年齢によりお取り扱いできない年金受取期間があります。

くわしくは 30・35ページ



年金受取時の円高にそなえる機能

為替判定による支払特則

※この特則は自動的に付加され、この特則のみの解約はできません。

年金支払日の前日の為替レート*が、**指定為替レート**より円高か円安かを**自動判定**します。

*円換算支払特約用の為替レートとなります。PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日となります。なお、1年目と最終年度の年金は自動判定を行わないため除きます。

指定為替レートについて

- 50円～200円(1銭単位)の範囲で設定できます。
- 1年目の年金の請求時、年金受取人に設定いただけます。
- 年金開始後に変更できます。

※指定為替レートを設定しないことも可能です。指定為替レートを設定しない場合、米ドルまたは円で年金を受け取ることができます。

自動判定について

設定いただいた
為替レートと
同じまたは円安

円で受取

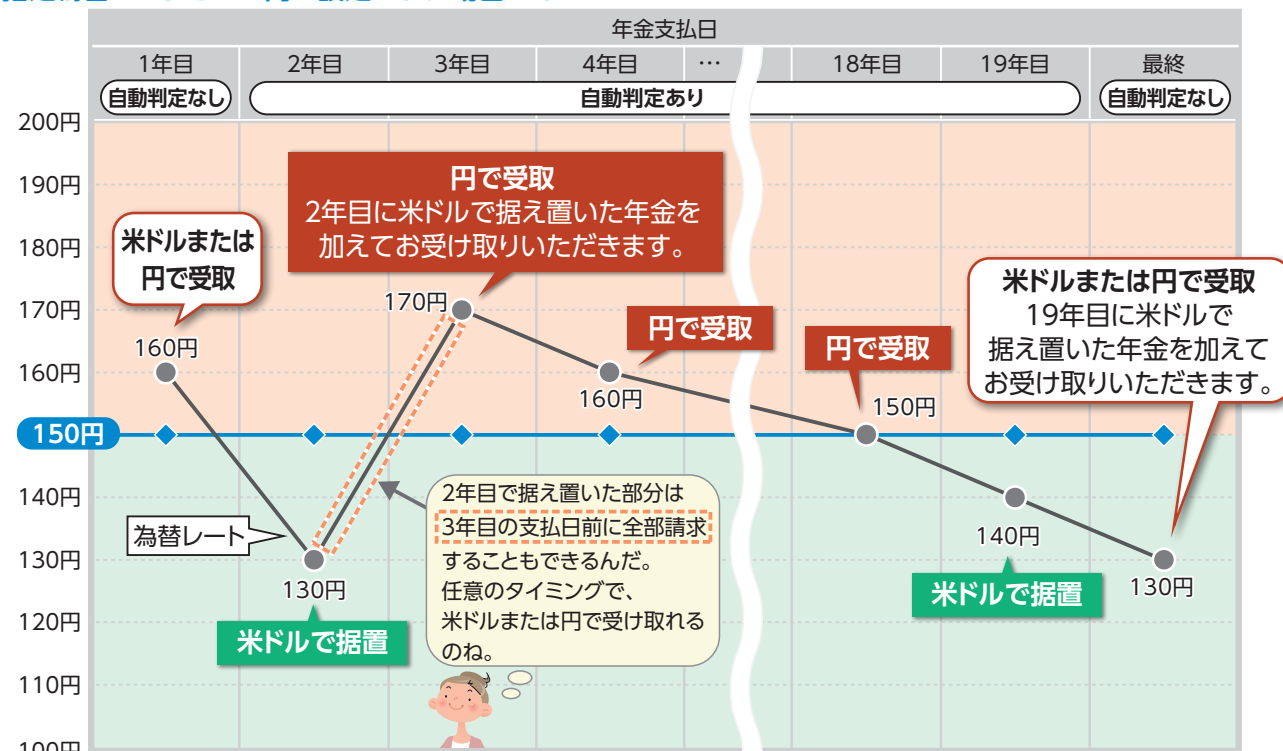
設定いただいた
為替レートより
円高

米ドルで据置

次の年金支払日に再度自動判定

次の年金支払日前に
任意のタイミングで全部請求(米ドル・円)

指定為替レートを150円に設定された場合のイメージ



- 1年目と最終年度の年金は自動判定を行わず、米ドルまたは円で年金をお受け取りいただけます。
※1年目の年金は、指定為替レートの設定があり、年金受取人が希望する場合には米ドルで据え置くことができます。
- 米ドルで据え置く場合は、S&P 500®指数を参照した運用は行われず、PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。

万一の保障

被保険者が亡くなられたとき

保険料払込
期間中

据置期間中

- 死亡保険金として①～③の**いずれか大きい金額**(米ドル建て)をお受け取りいただけます。

- ①既払込保険料相当額 × 1.01
- ②積立金相当額
- ③解約返戻金相当額

年金受取
期間中

- 死亡一時金として①②の**いずれか大きい金額**(米ドル建て)をお受け取りいただけます。

- ①積立金相当額
- ②既払込保険料相当額 -
既にお受け取りいただいた年金総額

- 死亡一時金のお受け取りにかえて、継続して年金をお受け取りいただくこともできます。その場合も、参照指数での運用は継続します。また、年金支払日、基準年金額、加算年金額に変更はありません。

※死亡保険金または死亡一時金をお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅します。

年金受取人が亡くなられたとき

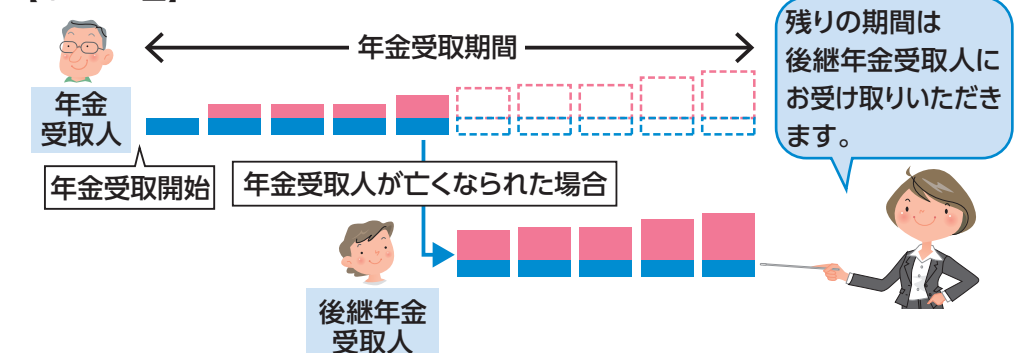
保険料払込
期間中

据置期間中

- 新たに年金受取人をご指定いただけます。

- 後継年金受取人に年金を引き継ぐことができます。

【イメージ図】



将来の変化に合わせた様々なくみ



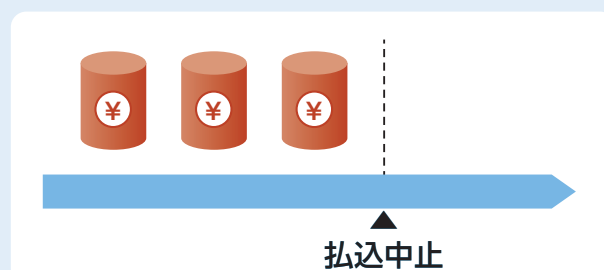
保険料払込期間

保険料の払い込みが
難しいとき

払済年金保険への変更

保険料のお払い込みを中止し、保険料
払込済の個人年金保険へ変更することが
できます。

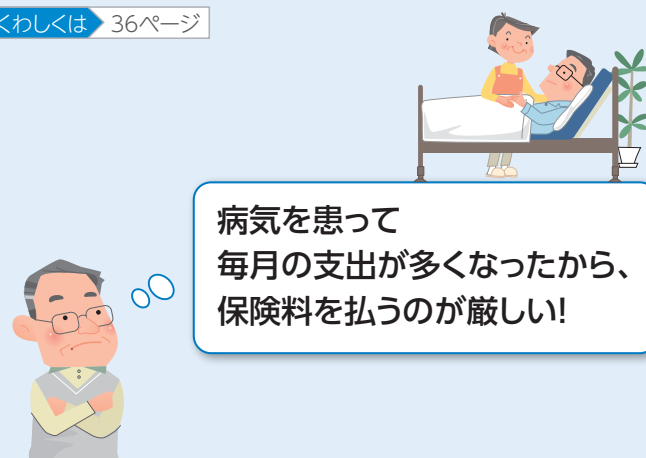
くわしくは 31ページ



保険料円換算額の減額

保険料払込期間中であれば、払込保険料
を少なくすることができます。

くわしくは 36ページ



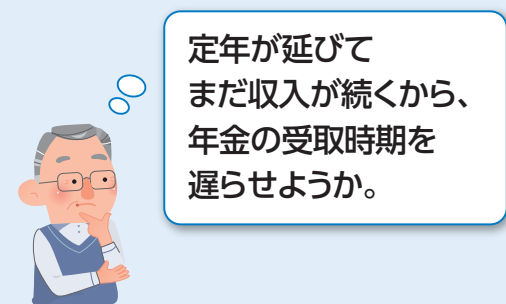
据置期間

年金の受取時期を
変えたいとき

据置期間の変更

据置期間を、0～10年から
1年単位で設定・変更ができ
ます。

くわしくは 35ページ



据置期間中に据置期間を
延ばすこともできます。

まだ年金を受け取る必要がないから、
あと5年間据置期間を延ばそう。



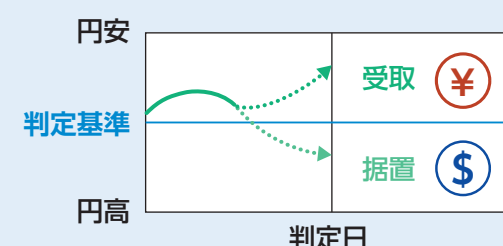
年金受取期間

受取時の状況に合わせて
年金を受け取りたいとき

為替判定による支払特則

指定為替レートと同じまたは
円安であれば円で受け取り、
円高であれば米ドルで据え
置くことができます。

くわしくは 15・25ページ



年金の一括受取

残りの積立金額を、一括で
お受け取りいただくことが
できます。

くわしくは 30ページ

そろそろ家のリフォームが
必要だから、まとまった資金を
準備しないと。

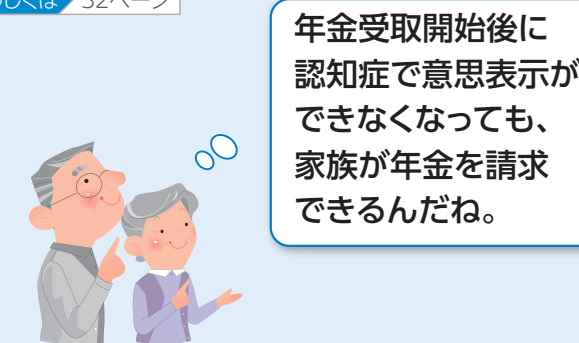


万一の際、
年金を家族が受け取りたいとき

指定代理請求人の指定

年金受取期間中に年金受取人の意思
表示が困難な場合等、指定代理請求人
が代わって年金を請求することができ
ます。

くわしくは 32ページ

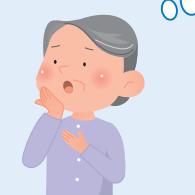


後継年金受取人の指定

年金受取期間中に年金受取人が死亡
された場合、後継年金受取人が、年金
受取を引き継ぐことができます。

くわしくは 16・36ページ

年金受取期間中に
亡くなってしまっても、
年金を引き継げるのね。



ご契約後に活用いただける機能・サービス（一覧）

くわしくはPGF生命
ホームページの
「ご契約者さま」を
ご確認ください。



機能・サービス

契約内容を家族にも 知ってもらいたいとき

PGFご家族登録サービス

登録されたご家族は以下のことができます。

- 契約内容の問い合わせ
- 各種請求書類の契約者宛ての送付依頼
- PGF生命マイページの利用

※事前登録が必要です。
※各種お手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただきます。
※未成年の方は登録ご家族にご指定いただけません。

意思表示が困難で各種手続き、 請求ができないとき

PGFあんしん 代理請求サービス

成年後見人の選任なく、推定相続人等*がご契約者さまご本人に代わり、解約や保険金等を請求することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方
※事前登録は不要です。
※指定代理請求特約が利用できる場合、指定代理請求特約が優先されます。
※保険商品、請求内容により、取り扱いが異なりますので、詳細はホームページ等をご確認ください。

指定代理 請求特約

被保険者が受取人となる保険金等が、被保険者に代わって請求することができます。

くわしくは 32 ページ



自分に万一のことが あったとき

死亡保険金・死亡一時金

被保険者が死亡されたときにお支払いします。

くわしくは 16、31ページ



死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで請求いただいたその日のうちに最高1,000万円までお支払いします。

※ご契約内容によっては、お取り扱いできない場合がございます。
※ご連絡、請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。



付帯サービス

介護や健康の相談をしたいとき

介護・健康ほっとライン

電話相談サービス・ マイドクターサービス

電話

(提供:株式会社保健同人フロンティア)
●電話相談サービス
介護や健康に対する不安をいつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員に相談できます。
●マイドクターサービス
さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

利用
無料

認知機能低下リスクを 知りたいとき

脳の健康度チェックサービス

のうKNOW® PGF生命マイページ

(提供:エーザイ株式会社)

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト 内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック



※本サービスは、疾病(認知症含む)の予防や診断を目的としたものではありません。

利用
無料

がんのリスクを知りたいとき

がんスクリーニング検査サービス

優待

サリバチェッカー

郵送

(提供:株式会社サリバテック)

今現在、自分ががんに罹患しているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。

<チェックできるがんの種類>

- ・肺がん ・膵がん ・胃がん ・大腸がん
- ・乳がん(女性のみ) ・口腔がん

※優待価格でご利用いただけます。

家族の生活を見守りたいとき

見守り・セキュリティ紹介サービス

優待

- ・HOME ALSOK みまもりサポート
- ・まもるっく
- ・HOME ALSOK Connect

電話

(提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。



※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。※法人は利用不可。
※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」/がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページ
※記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

パンフレット

特徴

しくみ
シミュレーション

保険料

年金

万一の保障

様々な

機能・付帯
サービス

契約後の
お知らせ

契約概要

注意喚起
情報

Web
保険証券

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

用語について

指数騰落率	S&P 500 [®] 指数が、運用対象期間の1年間でどれだけ上昇・下落したかを表した率です。
積立金投入額	保険料のうち積立金に充当する金額をいい、保険契約の締結および維持に必要な費用、死亡保険金を支払うためおよび年金受取総額を保证するために必要な費用を控除します。
積立金上昇率	積立金の運用において反映する指数騰落率をもとにした率をいい、指数騰落率がマイナスの場合には0とし、指数騰落率が上限率を上回る場合には上限率とします。
積立金上昇額	運用実績を積立金に反映する金額をいい、運用対象金額に積立金上昇率を乗じた金額とします。
運用対象金額	運用対象期間において参照指数の指数騰落率を反映する運用対象となる金額をいいます。
運用対象期間	指数騰落率などを判定する期間をいい、1年間となります。
対象月	保険料払込期間中の月単位の契約応当日の属する各払込期月の月をいいます。

1

保険の特徴としくみ

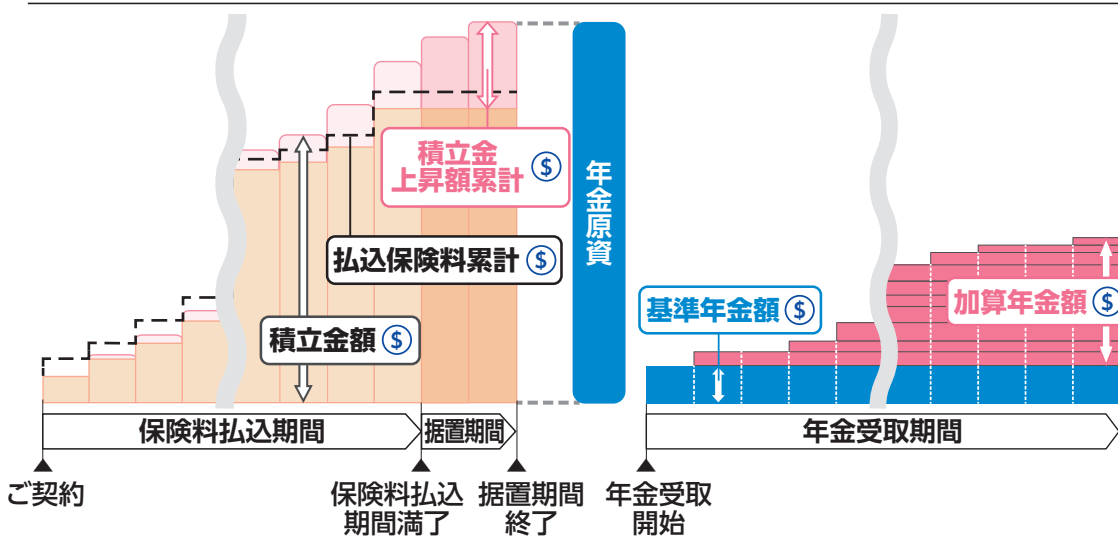
■保険名称:米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)

■保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 毎回の保険料を一定額の円で払い込みたい。
- 米ドル建ての年金保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

■しくみ(イメージ図)



■特徴

- 米ドル建ての年金保険です。
- 毎回の保険料は、保険料円換算額指定払込特約を付加することにより、一定額の円(保険料円換算額)でお払い込みいただきます。
- 積立金の運用は契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)から始まります。
- 保険料払込期間中から年金受取期間満了まで、S&P 500[®]指数の1年ごとの指数騰落率を積立金に反映させます。
- S&P 500[®]指数の騰落率がプラスの時、積立金額は増加します。また、増加には上限が設けられますが、マイナスの時には積立金額は減少しません。
- 年金開始日以後もS&P 500[®]指数に基づく運用が続くことにより、年金額を増加させる可能性が継続します。
- 年金・保険金等の授受は米ドルで行います。

※円に換算して年金・保険金等をお取扱いする特約もあります。

- 据置期間は0～10年の間から1年単位で設定、変更できます。
- 確定年金(指数連動・上限率設定型)の受取期間は、10年・20年・40年・100歳年金から選択できます。
- 2年目以降の年金(最終年度の年金を除く)受取時に、為替相場に応じて「円での受取」または「米ドルでの据置」を自動で判定する取扱が可能です(為替判定による支払特則)。

■為替判定による支払特則

- 1年目の年金請求時に年金受取人が50円～200円(1銭単位)の範囲で指定為替レートを設定します。なお、年金開始後に指定為替レートを変更することもできます。
- 指定為替レートと同一または円安となった場合は、年金を円でお受け取りいただけます。
- 指定為替レートより円高となった場合は、年金をPGF生命所定の利率により米ドル建てで据え置きます。
- 指定為替レートを設定しない場合、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。
- 1年目と最終年度に受け取る年金は為替判定を行わず、米ドルまたは円で年金をお受け取りいただけます。
- 年金の分割受取をする場合は、年単位の契約応当日に為替判定を行います。分割受取日ごとに為替判定は行いません。
- この特則は自動的に付加され、この特則のみの解約はできません。

■為替リスクについて

この保険は米ドル建てです。為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることがあります。

- 保険料円換算額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けるため、お払い込みの都度、その金額が変動します。
- 保険金を円で受け取るとき、「受取時の為替相場による円換算受取額」が「保険料円換算額の総額」を下回ることがあります。

※為替リスクは、契約者または受取人に帰属します。

くわしくは 39ページ

2 積立金について

■年金開始日前(保険料払込期間～据置期間)

$$\text{積立金額} = \text{積立金投入額の累計額} + \text{それまでに算出した積立金上昇額の累計額}$$

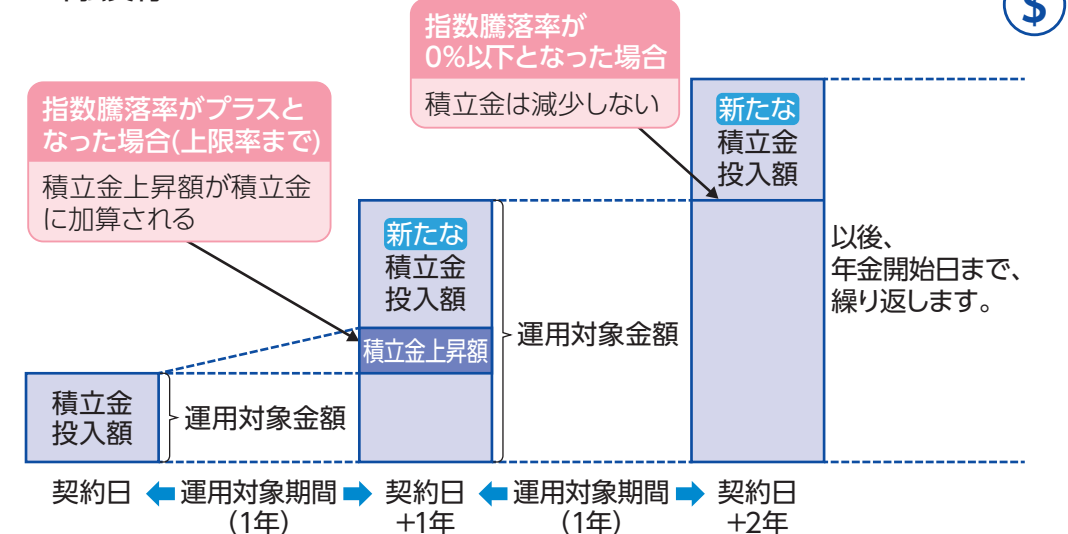
- 積立金上昇額は以下の式により計算され、各々の運用対象期間満了の翌日に計算します。

$$\text{積立金上昇額} = \text{運用対象金額} \times \text{積立金上昇率}$$

- 保険料の払込は、保険料円換算額を定め、円によりお取扱しているため、積立金投入額(米ドル建て)は、為替相場の変動に応じて毎回増減します。

積立金計算のイメージ図

<年払契約>



<月払契約>

- 対象月ごとに上記計算を行います。
- 保険料払込期間満了日までの期間が1年未満の場合、この期間の積立金上昇額は対象月ごとに保険料払込満了までの期間で按分して定めた積立金上昇率を用いて計算します(払込中最終運用対象期間中(1年間)の指数騰落率または上限率のいずれか小さい値に12分の11から12分の1を乗じて対象月ごとの積立金上昇率を定めます)。

$$\text{積立金上昇額(最終年度)} = \text{運用対象金額} \times \left(\frac{\text{払込中最終運用対象期間中(1年間)の積立金上昇率}}{\text{保険料払込期間までの月数} \div 12} \right)$$

(算出例)

保険料払込期間満了まで11ヵ月、払込中最終運用対象期間中(1年間)の積立金上昇率が7.0%の場合

$$\text{積立金上昇額} = \text{運用対象金額} \times (7.0\% \times 11/12)$$

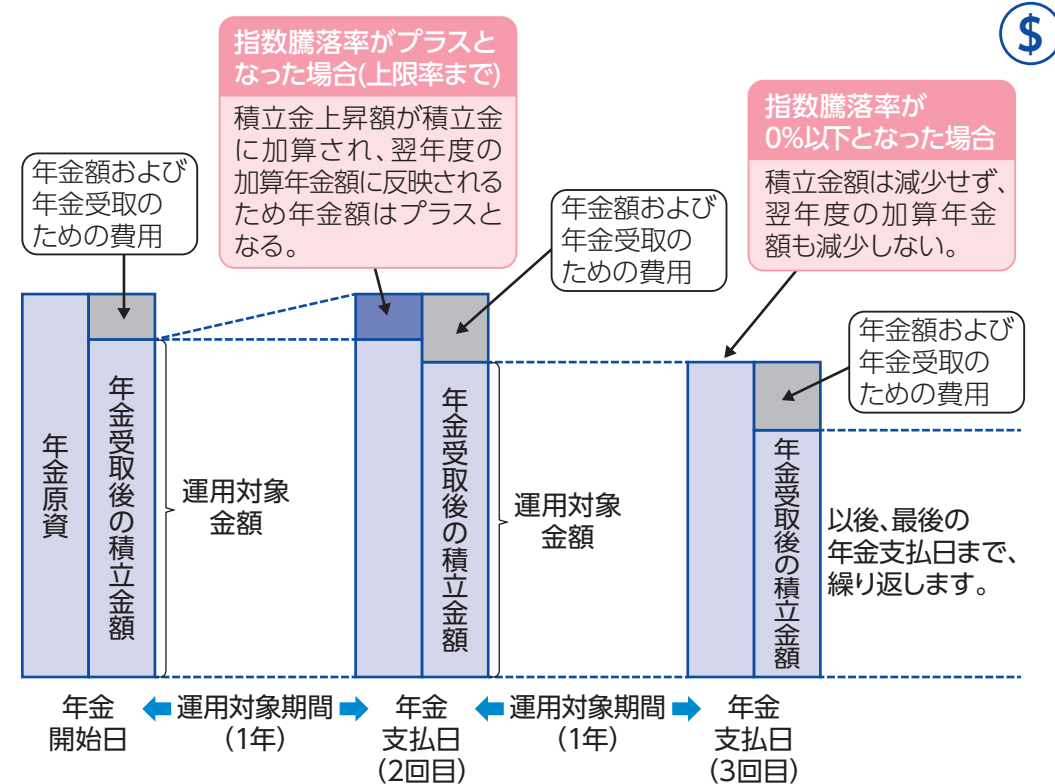
■年金開始日後

$$\begin{aligned} \text{積立金額} = & \text{積立金投入額の累計額} \\ & + \text{それまでに算出した積立金上昇額の累計額} \\ & - \text{それまでに受け取った年金額および年金受取のための費用の累計額} \end{aligned}$$

- ・積立金上昇額は以下の式により算出され、各々の運用対象期間満了の翌日に計算します。

$$\text{積立金上昇額} = \text{運用対象金額} \times \text{積立金上昇率}$$

積立金計算のイメージ図



3 年金額について

年金額はご加入時点で定まるものではありません。
年金受取期間中も参照指数での運用は継続します。

●年金原資額

$$\begin{aligned} \text{年金原資額} = & \text{保険料払込期間中に払い込むべき保険料の払込により生じた} \\ & \text{積立金投入額の累計額} \\ & + \text{年金開始日に算出する積立金上昇額を含む、年金開始日までに} \\ & \text{算出した積立金上昇額の累計額} \end{aligned}$$

●受取金額

$$\text{年金額} = \text{基準年金額} + \text{加算年金額} \left(+ \text{最終年金加算額}^*1 \right)$$

*1 最後の年金受取の際、年金受取総額が米ドル建ての払込保険料総額に満たない場合に、最終年金加算額としてその不足額をお受け取りいただきます。

- ・基準年金額は以下の式により計算されます。

$$\text{基準年金額} = \text{年金原資額} \div \left(\text{年金開始日における年金受取期間} \times (1 + 1.0\% * 2) \right)$$

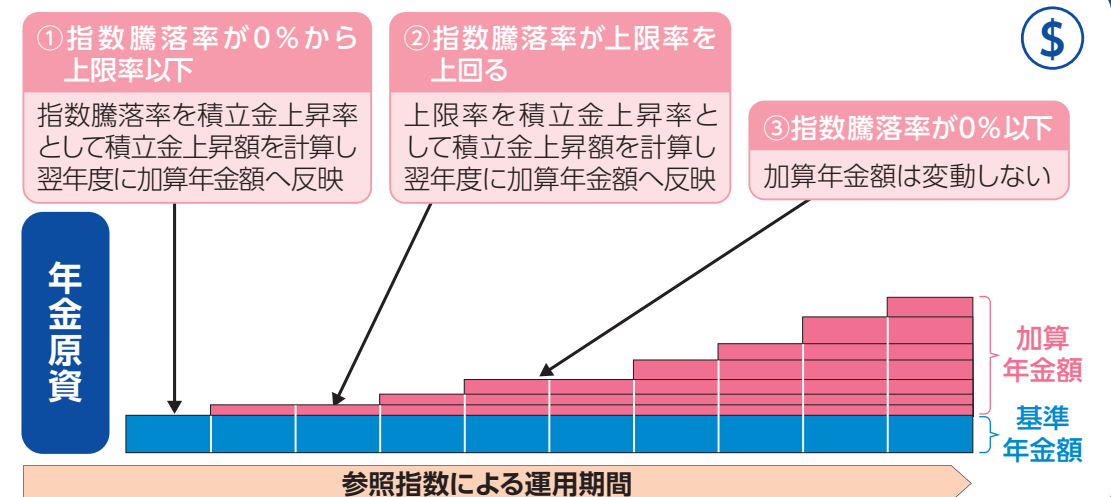
- ・加算年金額は以下の式により計算し、毎年累積されます。

$$\begin{aligned} \text{加算年金額} = & \text{年金支払日に算出される積立金上昇額} \div \left(\text{年金支払日における} \right. \\ & \left. \text{残りの年金受取期間} \times (1 + 1.0\% * 2) \right) \\ & + \text{年金支払日前の加算年金額} \end{aligned}$$

*2 年金管理費としてご負担いただく費用です。

一度発生した加算年金額は、以後参照指数が下落しても減少しません。

イメージ図



保険期間中、指数騰落率が一度もプラスとならない場合には、保険期間を通じて積立金上昇額はゼロとなります。この場合、米ドル建ての金額において積立金額は既払込保険料を必ず下回ります。ただし、この場合でも、米ドル建ての金額において最終の年金までの年金受取総額は米ドル建ての既払込保険料を最低保証します。

※米ドル建ての積立金額が既払込保険料を上回っていても、年金で受け取る場合にご負担いただく費用を控除することで、米ドル建ての年金受取総額が既払込保険料を下回る場合があります。その場合でも米ドル建ての既払込保険料を最低保証します。

4 上限率について

上限率はS&P 500®指数の指数上昇を積立金の運用に反映する際に、上限とする率を指します。

- 上限率は参照運用利回りをもとに設定されます。
参照運用利回りはPGF生命が米国社債等の債券を中心とした運用により設定する利回りを指します。
- 上限率は、毎月設定され、運用対象期間ごとに1年間適用されます。
※年払契約では、年単位の契約応当日に設定されます。月払契約では、保険料払込期間中(最終年度を除く)は月単位の契約応当日に設定され、それ以外は年単位の契約応当日に設定されます。保険料払込期間の最終年度のみ、その年度の初月に設定された上限率がその年度のすべての保険料の払込に対して適用されます。
- 上限率は、2.0%を下回らない数値で設定されます。
- 上限率設定時の金利情勢等によっては、上限率を設けないことがあります。
※上限率を設けない場合、上限率を用いず指数騰落率に基づき積立金上昇率を設定します。また、この場合、PGF生命の定める方法で計算した率を積立金上昇率に加えることがあります。
- ご契約に適用される上限率は、設定後、書面等によって通知します。
- この保険は、S&P 500®指数に連動して積立金額を計算します。S&P 500®指数の騰落率がマイナスの場合において積立金額は減少しませんが、その一方でS&P 500®指数の騰落率がプラスの場合の積立金額の増加の限度として、上限率を設定します。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 参照指数について

積立金の運用時に参照する指数はS&P 500®指数です。

- S&P 500®指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が公表している米国株式市場の株価指数のひとつであり、ニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場している代表的な500銘柄の時価総額を元に算出されます。

※参照指数が消滅する場合など特別な事情があるときには、参照指数をS&P 500®指数から変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までに契約者へ通知します。

※S&P 500®は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスがPGF生命に付与されています。S&P®およびS&P 500®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500®のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

6 主な保障内容

■年金

被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人(契約者または被保険者)に年金をお受け取りいただきます。

●年金種類

確定年金 (指数連動・上限率設定型)	年金受取期間：10年、20年、40年、100歳* ※最終の年金受取年齢は110歳までとなる必要があります (100歳年金を除きます)。
-----------------------	---

*100歳年金とは、「100歳－年金開始年齢」の年数分受け取れる確定年金で、最長40年までとなります。据置期間の変更により年金開始年齢が変更された場合には、年金受取年数も変更されます。

※年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、年金の受取にかえて、年金開始日における年金原資額の全部について一時受取を選択することができます。この場合、ご契約は年金の一時受取を行ったときに消滅します。

●年金の分割受取

- 年金は年2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数で分割受取することができます。

※1回の受取金額が最低年金額(500米ドル)以上となる必要があります。

※分割で受け取る場合、参照指数での運用は行いません。また、為替判定による支払特則での為替判定は年単位の契約応当日のみ行います。

- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

●年金の一括受取

年金開始日以後、年金受取期間の残存期間に対応する積立金額の一括受取を請求することができます。この場合、ご契約は年金の一括受取を行ったときに消滅します。

●年金受取期間の変更

年金開始日前にご案内する書面により、年金開始日前までであれば、10～40年(1年単位) および100歳年金の範囲内で年金受取期間を変更できます。ただし、年金開始時の年齢によりお取り扱いできない年金受取期間があります。

※年金受取期間の変更についても、最終の年金受取年齢は110歳までとなる必要があります(100歳年金を除きます)。

■死亡保険金・死亡一時金

被保険者が次の支払事由に該当したとき、死亡保険金・死亡一時金をお受け取りいただけます。

給付の種類	支払事由	お受取金額	受取人
死亡保険金*1	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき	次のいずれか大きい金額 ①既払込保険料相当額×1.01 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額	死亡保険金受取人
死亡一時金*2	被保険者が年金受取期間中に死亡されたとき	死亡された日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②既払込保険料相当額 － 既に受け取った年金総額	年金受取人

*1 保険料を前納している場合、前納保険料の未経過分は円でお受け取りいただけます。

*2 継続して年金をお受け取りいただくこともできます。その場合、年金支払日、基準年金額、加算年金額に変更はありません。

※被保険者が責任開始日から契約日前日までの間に亡くなられたとき、既払込保険料相当額×1.01を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

7 払済年金保険・自動払済年金保険

- 保険料払込期間中、かつ、PGF生命所定の条件を満たすときは、次回以後の保険料の払込を中止して、保険料払済の米ドル建ての個人年金保険に変更することができます。

【払済年金保険への変更条件】※以下すべてに該当

- ①契約日から5年経過し、その期間の保険料をお払い込みいただいていること
- ②個人年金保険料税制適格特約付加時は、10年経過し、かつその期間の保険料をお払い込みいただいていること
- ③払済年金へ変更時点のお払い込み保険料円換算額の合計額が300万円以上であること
- ④保険料前納期間中ではないこと

- 上記①～③の条件を満たし、かつ保険料払込猶予期間中に保険料のお払い込みが無い場合、自動払済年金保険に変更されます。

- 払済年金保険および自動払済年金保険はPGF生命所定の条件を満たす場合、原保険契約への復旧が可能です。

【復旧の条件】

	復旧可能期間	お払い込みいただく保険料
払済年金保険	変更した日からその日を含めて3ヵ月以内	払済年金保険への変更日から復旧日までの未払込保険料相当額
自動払済年金保険	猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3ヵ月以内	自動払済年金保険への変更日までの未払込保険料相当額と変更日から復旧日までの未払込保険料相当額の合計額

8 付加できる主な特約

■指定代理請求特約

- 指定代理請求制度をご利用いただけます。
- 被保険者と受取人が同一人の契約で、「為替判定による支払特則」における指定為替レートの設定・変更や年金を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

【指定代理請求人の指定】

- 指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人**指定します。

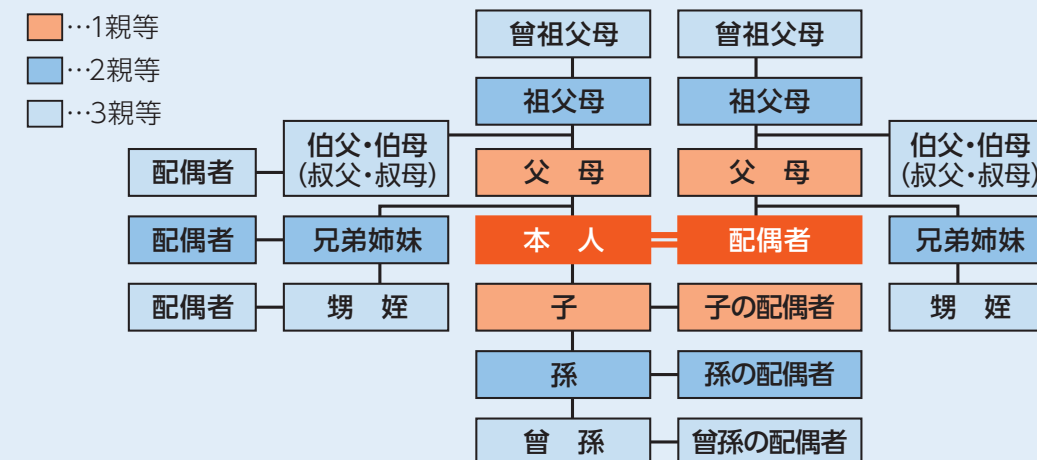
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

- PGF生命が認めた場合**、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
- ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人
- ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。

親等図 3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



- 指定代理請求人からご請求いただいた年金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取扱いが異なることがあります。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 保険金や解約返戻金等の受取方法を変更することができます。
※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満(保険料払込期間が3年のご契約の場合、3年未満)のご契約ではお取り扱いできません。
- 受取方法を年金に変更することができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

【年金の種類】

確定年金(年金支払期間指定型)	年金受取期間: 5~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金受取期間: 指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)

- ※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金受取期間)を計算します。
- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。
- ※S&P 500[®]指数を参照した運用は行われず、PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。
PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

■保険料円換算額指定払込特約 ※本特約は付加必須です

- 米ドル建ての保険料を円で定めた金額(保険料円換算額)でお払い込みいただくための特約です。お払い込みの都度、保険料円換算額を換算し米ドル建ての保険料としてお取り扱いします。

■円換算支払特約

- 米ドル建ての保険金・解約返戻金・年金等を、円でお受け取りいただくことができます。

■個人年金保険料税制適格特約

- 毎年お払い込みいただいた保険料が個人年金保険料控除の対象となります。
- この特約の付加には、以下①～④の条件をすべて満たす必要があります。
 - ①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人は被保険者と同一であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること
- この特約のみの解約はできません。
- 上記②～④の条件を満たさない契約内容の変更は、お取扱できません。
- 契約者の変更により、①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象にはなりません。
- この特約を付加した場合、自動払済年金保険および払済年金保険への変更は、契約日から10年以上が経過し、所定の条件を満たしている場合を除き、お取扱できません。

参考 米ドルまたは円への換算について

対象		換算レート*1	換算基準日
保険料円換算額指定払込特約を付加して保険料円換算額を米ドル建ての保険料に換算するとき	初回保険料(第1回保険料)	指定銀行のTTM+50銭	保険料払込日(PGF生命着金日)の前日*2
	2回目以降の保険料		払込期月の前月末日*2
	前納保険料		
円換算支払特約を付加して円で受け取るとき	年金(年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合)	指定銀行のTTM-1銭	年金支払日の前日*2
	年金開始日における年金原資の一時支払		年金開始日の前日*2
	年金の一括支払・死亡保険金死亡一時金・解約返戻金		書類到着日の前日*2
為替判定による支払特則による据置年金を受け取るとき	年金の支払とあわせて据置年金を支払う場合	指定銀行のTTM-1銭	年金支払日の前日*2
	据置年金の全額の請求があった場合		書類到着日の前日*2
	死亡一時金または年金の一括支払の支払とあわせて支払う場合		

*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値(TTM)として用います。
*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。

9 ご契約の諸条件

■契約年齢・年金開始年齢

保険料払込期間	契約年齢	年金開始年齢			
		10年確定年金	20年確定年金	40年確定年金	100歳年金
3・5・10～40年	0～80歳	3～90歳		3～70歳	60～90歳
60歳	20～50歳	60～70歳			
65歳	25～55歳	65～75歳		65～70歳	65～75歳
70歳	30～60歳	70～80歳		70歳	70～80歳
75歳	35～65歳	75～85歳		—	75～85歳

※記載の契約年齢、年金開始年齢は、保険料払込期間における最大範囲の年齢となります。ご契約によって、お取り扱いできない年齢・年数があります。

■保険期間

保険料払込期間、据置期間、年金受取期間の合計になります。

■据置期間:0～10年(1年単位)

※ご契約によって、お取り扱いできない年数があります。
※年金開始日前までであれば据置期間を変更できます。なお、変更する前の据置期間と通算して10年間が上限となります。
※100歳年金で据置期間を変更する場合でも、年金受取期間は40年間で上限となります。

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	月払／年払		
最低保険料 円換算額	月払:1万円／年払:12万円 ※累計払込額で300万円		
最高保険料 円換算額	月払:100万円／年払:1,200万円 ※累計払込額で通算5億円 ※同一の被保険者に対し、米国ドル建個人年金保険(指数連動・上限率設定型)に複数のご契約がある場合、通算して判定します。		
取扱単位	1,000円		
保険料払込 経路		初回保険料(第1回保険料)	2回目以降の保険料
	口座振替扱	お振り込み	口座振替*
*口座振替日は金融機関によって異なります。			
前納	将来の保険料を前もってお払込みいただけます。 ●保険料を前納いただいた場合、PGF生命所定の利率で保険料を割引きます。 ●月払契約の場合は5回以上からお取扱いします。 ※一度お払い込みいただいた前納保険料は、前納期間中に未経過分があった場合もお払い戻しをすることはできません(解約返戻金や保険金等をお受け取りする場合、保険料のお払い込みを要しなくなった場合を除きます)。		

■年金額のお取り扱い

年金額の制限はありません。

※分割でお受け取りになる場合、1回の受取金額が最低年金額(500米ドル)以上となる必要があります。

■告知:なし

■年金受取人

契約者または被保険者

■後継年金受取人

契約者(年金開始日以後は年金受取人)は、年金受取期間中に年金受取人が死亡されたとき、引き続き年金を受け取ることができる次の年金受取人(後継年金受取人)を指定することができます。

※契約者は、年金開始日前までに被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定してください。
年金受取人が死亡された場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。

【後継年金受取人の指定】

後継年金受取人は下記の範囲内から、**1人**指定します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の2親等内の親族

※3親等以上であっても「親族」の範囲内であれば、「2親等内の親族」と同様の手続きにて指定いただけます。

■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または3親等内の親族

➡ご契約内容(保険料円換算額等)については、申込書または申込書控をご覧ください。

10 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

11 ご契約の解約と解約返戻金

- 年金開始日前であれば、保険契約を解約することができます。
- 解約返戻金があるとき、解約返戻金をお受け取りいただけます。
※保険料を前納されている場合、前納保険料の未経過分は円でお受け取りいただけます。
- 積立金の減額(一部解約)はお取り扱いできません。
- 所定の期間内に解約する場合、積立金に対して解約控除がかかります。
解約控除額は、ご契約により異なります。

くわしくは 40ページ

12 保険料円換算額の減額

- 以下の①②いずれにも該当する場合、保険料円換算額を減額することができます。
①契約日から5年経過し、その期間の保険料をお払い込みいただいていること
②保険料前納期間中でないこと
※減額後の最低保険料円換算額は、月払の場合1万円以上、年払の場合12万円以上、かつ、払込予定総額300万円以上となる必要があります。
※解約返戻金はお受け取りいただけません。
※保険料円換算額を減額した場合、原保険契約への復旧はできません。

13 諸費用について

●この保険にはご負担いただく費用があります。

くわしくは 37～38、40ページ

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」、「上限率を設定する際にかかる費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

保険料より控除される費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保険金を支払うためおよび年金総額・死亡一時金額を最低保証するために係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が参照指数に連動して運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率等を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

上限率を設定する際にかかる費用

項目	費用	概要
保険契約の維持に係る費用	0.5%	上限率の設定時に参照する、設定時の金利情勢等によって定まるPGF生命所定の参照運用利回り*からあらかじめ差し引きます。

*PGF生命が米国社債等の債券を中心とした運用により設定する利回りとします。なお、本利回りは上限率の設定にあたり用いるもので、積立金額に反映するものではありません。

保険料円換算額を米ドル建ての保険料に換算するとき、その他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の費用

「保険料円換算額指定払込特約」を付加して円でお払い込みいただいた保険料円換算額を米ドル建ての保険料に換算するとき、およびその他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

年金・保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して年金・保険金等を円でお受け取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

年金・保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 米ドルでのお受け取りにかかる手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。

年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年4月現在)を年金管理費として年金支払日の積立金より控除します。

為替リスクについて

為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を受け損失が生じるおそれがあります。

- この保険は、「保険料円換算額指定払込特約」を付加して、保険料円換算額により保険料をお払い込みいただきます。毎回の保険料のお払い込みについて、保険料円換算額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。
- 受取時の為替相場で円に換算した年金総額・保険金額・解約返戻金額等がご契約時の為替相場で円に換算した年金総額・保険金額・解約返戻金額等を下回ることや、円でお払い込みいただいた保険料円換算額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 円で年金・保険金・解約返戻金等をお受け取りになる場合（円換算支払特約）、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- ご契約を復活・復旧する際にお払い込みいただく保険料は、保険料のお払い込みがなかった期月の米ドル建ての保険料の合計額をPGF生命所定の為替レートで円に換算した金額となります。円でお払い込みいただく金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため保険料円換算額に保険料のお払い込みがなかった回数に乗じた金額を上回る場合があります。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差し引かれるため、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みいただいた保険料円換算額の総額を下回る場合があります。

解約と解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金・保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金額は米ドル建ての保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なります。
- 特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

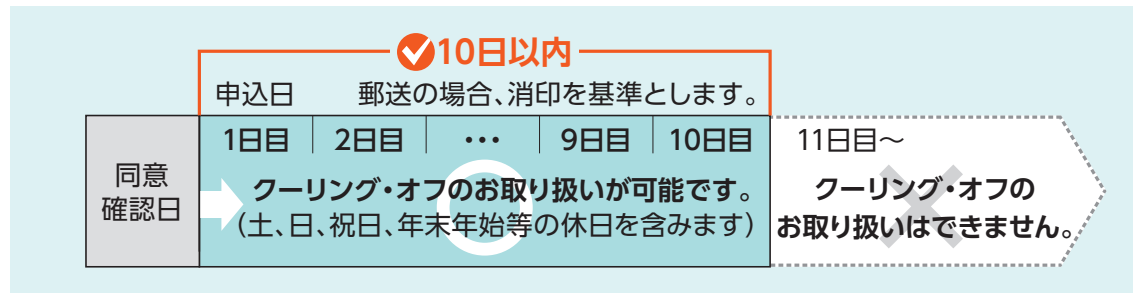
解約の際にご負担いただく費用

- 契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約された場合、解約日の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*）を控除した金額が解約返戻金額となります。
*解約控除の金額は契約年齢（被保険者）・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・契約締結時の保険料円換算額を初回保険料の払込日の前日におけるPGF生命所定の為替レートで換算した米ドル建ての保険料等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。
- 円安の影響等により円に換算した積立金額が増加している場合でも、ご契約後短期間で解約されますと、解約控除により損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の円安進行や参照指数の上昇により円に換算した積立金額が円でお払い込みいただいた保険料円換算額の総額を上回る場合でも、解約控除により円に換算した解約返戻金額が円でお払い込みいただいた保険料円換算額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、電磁的記録または書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料円換算額と同額をご返金します。

【お申し込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。

※お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



PGF生命ホームページ

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください。

お申出書面(封書)の記載見本

切手 10008964 〇〇局 00.00.00 消印有効 10日以内の 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー PGF生命 クーリング・オフ担当 宛	PGF生命 行 私は下記契約の申し込みを撤回します。 氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 保険料 〇〇銀行 〇〇支店 返金先 預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇	●お申し込みの撤回等をする旨の明記 ●自署 ●申込書控に印字 ●すでに保険料を払い込まれた場合
--	---	---

●送付先
〒100-8964
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

【お申し込みの撤回等のお取扱期限】

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



以下の場合、**お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。**

- ① 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ② 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2

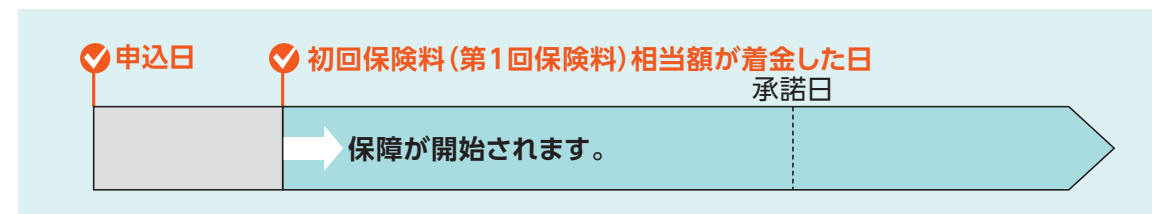
告知義務と契約確認について

- この保険のご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、健康状態の告知を求めません。
- ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申し込みいただけません。

3

保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)**が完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
- 責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合について (以下、代表的な例)

- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

払込方法	払込猶予期間
月払・年払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、所定の条件を満たす場合、自動払済年金保険へ変更し、ご契約を有効に継続させます。変更後は次回以後の保険料のお払い込みがなかったものとして、積立金および死亡保険金等を計算します。
※自動払済年金保険へ変更後も保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内であれば、原保険契約へ復旧することができます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内、かつ年金開始日前となります。	延滞保険料のお払い込み

6

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7

現在のご契約を解約・減額することを前提に 新たにご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
- **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**
- **一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。**

8 税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

- 1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料円換算額のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

保険料	対象
主契約(個人年金保険料税制適格特約を付加しない場合)	一般生命保険料控除
主契約(個人年金保険料税制適格特約を付加する場合)	個人年金保険料控除

※介護医療保険料控除の対象とはなりません。

死亡保険金にかかる税金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。

年金にかかる税金について

契約内容		契約例			税金の種類
		契約者	被保険者	年金受取人	
確定年金*1	契約者と受取人が同一の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得) +住民税*2
	契約者と受取人が異なる場合	本人	配偶者	配偶者	<初年度> 贈与税*3 <2年目以降> 所得税(雑所得) +住民税*4

- *1 保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金受取りの場合は、税務取扱いが異なる場合があります。
- *2 毎年の年金受取(据置)時に課税されます。なお、「為替判定による支払特則」により年金が据え置かれた場合、据え置いた年金の受取時に為替差益に対して所得税(雑所得)と住民税が課税されることがあります。
- *3 年金の受取開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。
- *4 2年目以降毎年の年金受取(据置)時に、初年度に贈与税が課税された以外の部分に対して、所得税(雑所得)と住民税が課税されます。また、雑所得の金額は課税部分の年金収入金額から課税部分に対応する保険料等を差し引いた金額となります。なお、「為替判定による支払特則」により年金が据え置かれた場合、据え置いた年金の受取時に為替差益に対して所得税(雑所得)と住民税が課税されることがあります。

解約返戻金にかかる税金について

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除} \} \times 1/2$$

(受取額) (払込保険料等) (50万円)

※全期前納等を行ったご契約を5年以内に解約した場合、解約差益に対して20.315%が源泉分離課税されることがあります。

税務上の換算レートについて

本保険の税法上のお取り扱いについては円建ての生命保険と同様になります。一般的に次の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

【保険金等のお受け取りを米ドルで行う場合】

項目	換算基準日	換算時の為替レート*1
死亡保険金*2 死亡一時金*2	〈相続税・贈与税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
	〈所得税の対象となる場合〉被保険者の死亡日	TTM(対顧客電信仲値)
年金*2	年金支払日	TTM(対顧客電信仲値)
年金原資の一時支払*2	一時金支払日	
解約返戻金*2	解約日	

*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

*2 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

保険料のお払い込み、保険金等のお受け取りを各種特約を付加して円貨で行う場合

保険料円換算額指定払込特約により保険料を円でお払い込みいただく場合は、実際の保険料円換算額を基準にします。また、円換算支払特約により保険金等を円でお受け取りいただく場合は、実際の円換算額を基準とします。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

(**2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。**
個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。)

9 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

<受付時間> 平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はこちらへご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一人となる年金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡ くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

10 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間> 平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまで**ご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp>)に掲載していますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

11 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 年金開始日以後は、ご契約を解約することができません。ただし、年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金受取期間の残余期間に対する年金の現価に相当する金額を、一括でお受け取りいただくことができます。この場合、ご契約は年金の一括支払いを行ったときに消滅します。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。



「Web約款」のご案内

Web約款とは、PGF生命のホームページにて、いつでも閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」*1です。ご覧になりたい箇所を検索、文字を拡大することができます。

「Web約款」はこちらからご確認ください。

Web約款番号*2
2711



*1 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続などについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したものです。

*2 PGF生命のホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)のトップページにWeb約款番号入力欄がございます。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約*1*2を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

*1 保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。なお、特約はお申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。

*2 募集代理店によってはこの特約をお取り扱いしていない場合があります。

PGF生命について

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

PGF生命に
についてはこちらから
ご確認ください。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

➡ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します	明示事項
PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。	
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務	

➡ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します	同意事項
PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。	
取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。	
また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。	

➡ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します	同意事項
PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。	

➡ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります	同意事項
PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。	
また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。	

➡ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります	同意事項
PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。	

➡ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります	同意事項
勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。	

➡ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します	同意事項
PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。	

➡ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます	明示事項
PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。	
協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。	

➡ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります	明示事項
PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。	
保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。	
これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。	